

『江談抄』にみられる言語生活

宇都宮 瞳男

(要旨)

『江談抄』は、大江匡房の談話を藏人藤原実兼が筆談した説話集であつて、十二世紀初頃成立。中に言語生活に関する説話がみられる。その内訳は、類聚本系の場合、ほぼ「話す言語生活」に属するものが二条、聞くそれが一条、書くそれが四条、および読むそれが十八条である。「読む言語生活」に関するものが圧倒的に多く、しかも、このうちの十条は和漢朗詠集の注釈に関するものである。同じ説話集でも「十訓抄」などに比べて、読み・書く言語生活に関するものが多く、特に詩句の解釈や難語句の読みなどの記事が多い点に特色がある。

〔キー・ワード……言語生活、語句の解釈、難語句の読み、朗詠集の注釈〕

はじめに

『江談抄』については、既に『日本文学史辞典』（京都書房・一九八一・九・二刊）において、高橋貢氏によつて簡にして要を得た解説がなされている。

ある説話がある。たとえば、吉備真備が中国で鬼に助けられて『文選』を読んだ話、博雅三位が逢坂の盲人から琵琶の秘曲を習得した話など。

江談抄 六巻。大江匡房の談話を藏人藤原実兼が筆談したもの。一二世紀の初めごろの成立。本書は今日説話集の一作品とされているが、有職、故事、先例、ト古、詩の語句の解釈、難語句の読みなど、さまざまな記事を含み、その中に興味の

本」と略称) 本解説によると、古本系と、それを再編してなつた類聚本系とが存する。古本系には神田本、「水言鈔」（「水言」は「江談」の省筆）と呼ばれている醍醐寺三宝院本および前田本などがあり、一方、類聚本系には三条西家旧蔵本（国文学研究資

料館蔵)、群書類從版本(東北大学附属図書館狩野文庫蔵)および宮内庁書陵部蔵柳原紀光奥書本などがある。古本系の記事は、最も多い水言抄でも二百五十六条であるのに対して、類聚本系(三条西家本)には四百四十五条の記事がみられ、その差は百八十九条である。この増補部分は、卷四と卷六に集中していて、この二巻が別の資料を用いたことを推測させるが、これは『和漢朗詠集』の古写本に書き入れられた江記、いわゆる「朗詠江注」であることが明らかにされている。

さて、本稿で取り上げるテキストは、先の類聚本(三条西家本)を底本とする大系本によつた。原文は所々に片仮名表記を交えた和化漢文体であるが、大系本では、それを漢字平仮名交り文になおしてある。この本文によることにした。【江談抄】には、先の解説にもあるように、「詩の語句の解釈」「難語句の読み」など言語に関する記事が存するので、これを「言語生活」の四部門(話す、聞く、書く、読む)に分けて、どのような言語生活が見られるかを明らかにしてみたい。なお、本文の解釈、語釈に関しては、大系本の脚注の他、「古本系江談抄注解」「類聚本系江談注釈」(共に「江談抄研究会編」)などを参照した。一々ことわらなかつたが、多大の学恩に感謝したい。

一、話す言語生活

まず「話す言語生活」に関する記事は、次の二条である。引用

文の終わりの()内の数字は巻数と説話番号である。傍線は筆者の付したものである。

①「為仲云はく、「濟時卿の女、三条院東宮の時に参らるる日の夕べ、大將、大入道殿に参り、申されて云はく、「輦車の宣旨を下されんや。件の事莫大の恩を蒙らんと欲ふ」と。返答して云はく、「などかは。恩許有るべき事なり。奏達せんと欲ふ」と云々。大將、感悦に堪へず、起坐拌舞して退出す。入内の剎現に及び、宣旨を相待つといへども、すでにもつて

音なし。筵道を敷きて参入せらるるなり。時の人、密かに紅梅の大將と号く。また、かの大將の家の前庭に紅梅あり。すなはち空拌と称ふ」と云々。(二)の7)

藤原済時の娘(姫子)が、三条天皇が東宮であつた時に入内したが、その際、輦車の宣旨を賜わるよう、兼家に願い出たところ、「承知した。奏達しよう。」ということなので、拌舞して退出した。ところが、入内の刻限になつても、宣旨がおりないので、しかたなく筵道を敷いて参入した。そこで、口さがない者が、「こうばいの大將」と筵口をたたいた。「こうばい」は「空拌」と記し、起坐拌舞したのが無駄になつたことと「紅梅」とをかけたのである。大將の家の前庭には紅梅があつたのである。「空」は漢音「コウ」、吳音「ク」である。ここでは、漢音「コウ」が用いられている。

②「天暦皇帝、道風朝臣を召し、勅して云はく、「我が朝の上手は誰人ぞや」と。申して云はく、「空海・敏行」と。時の

『江談抄』にみられる言語生活

人難じて云はく、「大師の御名においては音読に奏すべきなり。敏行をばなほ「としゆき」となむ奏すべき」と云々。

(二)の21)

村上天皇が道風に、名筆はだれかと尋ねられた時、「空海と敏行です」と答えた。これに対して、時の人達が「空海」を音読するにはよいが、「敏行」はやはり「としゆき」と訓讀しなければならないと言つた。「敏行」は當時、通称として「ビンコウ」と音讀していたが、天皇に対しては、かく音讀するのは不謹慎だというのであろう(注解)。

二、聞く言語生活

次に「聞く言語生活」に関する記事は、一条見られる。

③また命せられて云はく、「葉」は高名の横笛なり。朱雀門の鬼の笛と号くるはこれなり。淨藏聖人笛を吹きて、深更朱雀門を渡るに、鬼大声にて感ず。それより、この笛を件の聖人に給ふと云々。その後、次第に伝へて入道殿に在り。後一条院御在位の時、藏人某をもつて、この笛を召さる。藏人笛の名なるを知らず。ただ「はふたつ参らせ給へ」と申すに、入道殿、「何事も承るべきに、歯二つこそ欠くまじけれ。もしこの葉二の笛か」とて進らしめ給ふ」と云々。(三)の50)

「葉二」という名高い横笛があり、初め淨藏聖人のものであつたが、次第に伝えて、入道殿(道長)のもとにあつた。これを後一

三、書く言語生活

次に「書く言語生活」に関する記事は、四条みられる。

④「上東門院、一条院の女御たりし時、帳の中に犬の子、不慮のほかに入りてあり。見つけて大いに奇しみ恐れては入道殿道長に申さる。入道殿、匡衡を召して密々にこの事を語らしめ給ふに、匡衡申して云はく、「極じき御慶賀なり」と申すに、入道殿、「何故ぞや」と仰せらるるに、匡衡、申して云はく、「皇子が出で來たらしめ給ふべき徵なり。犬の字は、これ点を大の字の下に付くれば、太の字なり。上に付くれば、天の字なり。これをもつて謂ふに、皇子出で來給ふべし。さて、太子に立ち、必ず天子に至り給はんか」と。入道殿大いに感ぜしめ給ふ間、御懷妊有り。後朱雀院天皇を産み奉らしむるなり。この事秘事なり。退席の後、匡衡私かに件の字

を勘へしめて、家に伝へしむるなり」と云々。(二の9)

上東門院(彰子)が一条天皇の女御であつたとき、帳の中に犬の子が入つていたのを見つけて、大層あやしみ恐れて入道殿(道長)に申し上げられた。入道は匡衡に、そのことを話すと、匡衡は「皇子がお生まれになる前兆です。犬の字は点を大の字の下に付けると太の字となり、上に付けると天の字です。ここから判断すると、皇子がお生れになり、そして太子となり、次に天子に至られるでしょう。」と述べる。「犬」という字の点を、「大」の下や上に移すことによつて、夫々「太」「天」という字になると、いうので、このような文字を書くことが前提となつてゐる。文字の成り立ちから運勢判断をしている。【十訓抄】第一にも類話が載つてゐる。

(5) 談られて云はく、「匡房帝王に仕へ納言に至れるは、始祖音人卿の檢非違使の別当為りし時、國家の奉為に能く忠を致せし故にして、必ず帝王に仕ふるなり」と云々。予問ひて云はく、「その由緒はいかん」と。答へられて云はく、「音人檢非違使の別當為りし以前、獄所は長岡京に在り。件の所にて、獄所は極めて荒涼なるをもつて囚人やもすれば逃げ去りぬ。よりて音人この獄門を改めて立てし後は、逃ぐる刑人なし。また恩を重んずるなり。善根を修する人、饗饌を与へて施饗と称ふは、これかの時に始まるなり。よりて音人の最後に談られけるは、「我が子孫は国家に忠を致すに依りて、必ず帝王に仕へて大位に至るべきなり。ただし、刑人のその罪尤も

重き者、これ囚獄の門に依りて輒く逃ぐる者なし。また路次を往行する者の、ややもすれば食物を与へたるも、別法の目に依りて輒く獄門に入ること能はず。その報いに依りて定めに子孫少なくあらん」と云々。この事尤もの理なり。よりて匡房も勤貢佐為りし時、その蹤を追はんがために路頭夜行の事、稠しく述べて申し置きしころなり。國家の奉為に忠を致すためなり。よりて後二条院の御時、全らもつて強盜の聞えなし。

また、身において学びて抜群ならしむるは、先考無才為りといへども、能く伝家の文書の条々、書写を為して加へらるるの致すところなり。先考は明障子をもつて四面に立て、その中に家の文書を曝涼し、皆ことごとく印捺せり。また損じ失せたるところには、必ずその本を尋ね求めて共繼せらるるなり。常に「私はこれ江家の文預かりなり」とぞ申され侍りし。青侍四人をもつて、件の障子の中に置き、一人には続飯を糊せしめ、一人には文を披かしめ、一人には継ぎ立たしめ、一人には書き継がしむ。かくのごとくして年月を送る。後代の物語なり。披露せらるべからざるか。」と。(二の17) 大江匡房が、自分が今日あるのは、遠く大江家の始祖音人卿の国家への忠勤に始まる。自分も鞍負佐のとき、音人卿にならうとして、国家のために忠を尽くした。また、自分の学問が他に抜きん出たものにさせたのは、全く亡父(成衡)のお陰である。亡父は才能は無いと言つていたが、家に伝わる文書を一つ一つ書写

『江談抄』にみられる言語生活

し、増やしてくれた。亡父は、明り障子を四面に立てわたし、その中で家の蔵書を曝書した。そのすべてに蔵書印を捺し、欠損したところがあれば、必ずその原本を探し求めて書き継がれた。いつも、私は大江家の文預りである、と言つておられた。青侍四人を、その明り障子の中に入れ、一人に続飯（飯粒を練つて作った糊）をねらせ、一人に巻子を開かせ、一人に継ぎ貼りをさせ、一人に書き継ぎをさせなどした、というのである。匡房の亡父が文書を書写して蔵書を増やし、家の文書を虫干しして、蔵書印をおし、又紛失した部分は紙を継いで補写したといふもので、平安時代の博士家の蔵書の保管、書写の様子が具体的に記されている。

⑥閣を閉ぢて唯聞く朝暮の鼓
樓に登りて遙かに望む往来の船

河陽館に行幸す 弘仁御製

故賢相伝へて云はく、「白氏文集の一本の詩、渡来して御所に在り。尤も秘藏せられ、人敢へて見ることなし。この句はかの集に在り。観覽の後、すなはちこの觀（くわん）に行幸せられ、この御製有るなり。小野篁を召して見せしめたまふに、すなはち奏して曰はく、「遙」をもつて「空」と為さば、いよいよ美かるべし」といへり。天皇大いに驚き、勅して曰はく、

「この句は楽天の句なり。汝を試みたるなり。本は「空」の字なり。今、汝の詩情は楽天と同じきなり」とのたまへり。

文場の故事、尤もこの事に在り。よりて書す」と。（四の5）嵯峨天皇の秘藏されている『白氏長慶集』巻十八「春江」の

三・四句の「閉閣只聽朝暮鼓、上樓空望往来船。」を、「閉閣唯聞朝暮鼓、登樓遙望往来船」と改変して、小野篁に見せられた所、篁は「遙」を「空」としたならば、もつとすばらしくなるでしょう、といった。嵯峨天皇は大いに驚いて「この句は白樂天の句である。お前を試したのだ。もとは「空」の字である。お前の詩情は樂天と同じである」と述べられた所である。「遙」では距離的な遠さしか表せないが、「空」だと「むなしく。いたずらに。ひとつそりとした。さびしい。ひとげがない。」などの意味があつて、物理的な距離だけでなく、心理的な描写も可能になり、それだけ表現に深みが出るのではないだろうか。

⑦また問ひて云はく、「柾（ひのき）の字は誠に本朝の作り字か、いかん」と。命せられて云はく、「柾の字は本朝の山田福吉の作るところなり。柾の字はまた日本記に見ゆ」と云々。（五の

39)

「柾」の字は、本当に日本で作つたのか、と尋ねたのに対しても、「柾の字は日本の山田福吉が作つたのである。柾の字もまた日本記に見える」とある。しかし、実際は日本書紀には無く、倭名抄に「日本記私記、天香山之真坂樹。左加木漢語抄柾字」とある（注解）

三、読む言語生活

次に「読む言語生活」に関する記事は、最も多く全部で十九条

捨える。特に卷四に集中（十例）しているが、これは既述のよう
に、朗詠集の江注である。

⑧また命せられて云はく、「時棟は全らもつて経を読まず。た
だ理趣分ばかりを清範に受け習ふなり。観音をば観音と読む
なり。補怛羅山の觀音と云ふは常の事なり」と云々。（一の49）

大江時棟（匡衡の養子）は全く経を読まなかつた。ただ、理趣分
(大般若經の第五七八卷。真言密教で重んじられた)だけを興福
寺の僧清範から習つた。觀音を「觀音」と読み、「補怛羅山の觀
音」などといつも言つた、というものである。「くわんいん」「ほ
たらさん」は漢音読みであり、吳音だと「くわんおん」「ふたらせ
ん」となる。

⑨また云はく、「古人の名の唐名に相通ずる名など。三善清行
居逸。嶋田忠臣達音。紀長谷雄發超。源順真琰。慶保胤定沢、
法名心覚。江擧周達幸。藤明衡安蘭。江匡房満昌」と。（二の
38）

これは、古人の名前を音読みして中国名と相通じる名を列挙し
たものである。「居逸」はキヨイツと読んでキヨツラと通じ、
「達音」はタツオンでタダオミに通じ、「發超」はハッセウと読
んでハセオと通じるのである。又、「真琰」はシンケウでシタ
ガフに通じるか。「琰」は名義抄に「音教」とある。「定譚」は
「定」にヤスの読みがあり（名義抄「ヤスシ」）、「譚（沢）」
はタネに近似する。「多幸」はタカウでタカチカに通じ、「安

蘭」はアンランでアキヒラに通じ、「満昌」はマンシャウでマサ
フサに通じるのであろう。

⑩また云はく、「古人の名の読まれざるものならびに法名など。
定基江家、法名寂昭、參川入道これなり。唐号は円通。遍昭
僧正、良峰宗定。能因橘永愬。今毛人大師。愛發。朝成。惟
茂法名悟妙。華山院法名入覺。義懷中納言法名悟真。大入道殿
法名如実。仲平靜覺。道長行觀、また行寬と改む。高光少將、
如覺道号寂真。内相藤押勝仲磨、惠美大臣と号す」と。また云
はく、「簾慶は道明大納言の字と云々。簾文は在衡の字と云々。
簾賢は有國の字と云々。式大は惟茂の字と云々」と。（二の
39）

これは、古人の名で難読のものを列挙している。「今毛人」は
水言鈔に「イマエヒス」と付記し、「愛發」は二中歴十三に「ヨ
シチカ」、尊卑分脈に「チカナリ、チカノリ、ヨシアキラ」とあ
る。「朝成」は東松本大鏡・伊尹伝に「アサヒラ」と付訓し、
「惟茂」は水言鈔に「惟茂」と付訓している（脚注）。

⑪「世、英雄の人をもつて右流左死と称ふ。四字は皆吳音。そ
の詞は由緒有り。昔、菅家は右府為り、時平は左府為り。と
もに人望有るなり。その後、右府事有りて流され、左府は薨
逝す。故に、時の人、人望有る者を称ひて、右流左死と号く
と云々。（三の21）

これは、英雄（人にすぐれた人。摂関家に次ぐ家柄をさす場合が
あるが、この場合には当たらない）の人を「右流左死」という理

由について述べている。

(12) 「嵯峨天皇の時、「無悪善」といふ落書、世間に多々なり。筆読みて云はく、「さがなくはよかりなまし」とと読む」と云々。天皇聞き給ひて、「筆が所為なり」と仰せられて、

罪を蒙らんとするところ、筆申して云はく、「さらニ候ふべからざる事なり。才学の道、しかれば今より以後絶ゆべし」と申すと云々。天皇、「尤ももつて道理なり。しかば、この文読みべし」と仰せられて書かしめ給ふ。一伏三仰不來待書暗降雨慕漏寢。かくのごとく読む」と云々。

十二三十五十。落書の事。

海岸香。怨み在る落書なり。

二四〇月八三。中とほせ。市中小斗を用ゐる。

欲。唐のけさう文。谷の傍らに欠有り。

日本の返事を欲す。

木の頭切れて、月の中破る。不用。

粟天八一泥。加故都。

ある人云はく、「為市々々、有砂々々」と。

また、左繩足出。しめとよぶ。(三の42)

これは、現行の「春夏冬二升半升」(商ひ益々繁盛)に類する文字遊びの一種である。「無悪善」は「さがなくてよかりなまし」、「一伏三仰不來待書暗降雨慕漏寢」は「つきよにはこぬひとまたるかきくもりあめもふらなんこひつつもねん」と読む。以上が、水言鈔によると、第82条で一まとまりとなつていて嵯峨天

皇と小野篁に関する説話である。しかし、「十、二十、三十……」以下は別の条(202 229 231条)に入っているので、本来は82条とは無関係であつたものを、再編する段階(類聚本)でまとめたのである。

さて、「十一二十三十五十。落書の事。」は、大系本脚注に「四十が欠けていることに意味があろうが、未詳。」とある。もし、注の通りであるとすると、「よそな(四十無)がら」と読んで、「それとなく。間接的に。」という意味とみるのはどうだろうか。答は「落書」である。「落書」はそれとなく風刺するものだからである。一案として出しておく。

「海岸香」は、類聚本の卷一の第7条に統きべき語である(水言鈔では230 231条と連続している)。ちなみに、卷一の第7条は次のようにある。

また言はく、「藏人式に云はく、「石清水の臨時の祭は、安和□年三月中の午の日、初めて祭らるるところなり。使は大人道なり。舞人の装束は下襲は桜色」と。非常の宰相江は

銅臭、不次の納言は(一の7)

右の傍線部について、大系本九十頁の脚注五で、「『非常の宰相は江銅臭、不次の納言は海岸香』となる。先例に倣わないやり方で任せられた参議大江氏は金で官職を買ったもので俗臭に満ち、抜擢された中納言の清潔さは海岸香のようである、の意。銅臭は、後漢の崔烈が錢五百万で司徒の官を買ひ、人々から嫌われたといいう故事(蒙求)。海岸香は法華經に見える香の名。」とある。

「二月八三」は、その真中に線を引けば、「市中用小斗（市では小さな升を用いる）」となる。「欲。唐のけさう文。：」については、脚注に「唐からの懸相文（恋文）に、谷の横に欠があるとあり、それが欲の字となり、日本からの返事がほしいという意味である。」（90頁）とある。「木の頭切れて、月の中破る」は「不用」となり、懸相文に対する返事であろう（脚注）。

「栗天八一泥」は「あはでやひとりぬる（恋人に逢えないで一人寝をすることであろうか）」で、答は「かこつ」である。泥は名義抄に「泥ヌル（法上38）」とある。「為市々々、有砂々々」は未詳。「左繩足出」は、この四字で「シメ」とよぶ。「しめ」はしめなわ。しめなわは左編みになつた繩の糸の端を切らずに垂らすからである。脚注には、「日本書紀・神代上『端出之繩』」の注に「左繩端出、此云ニ斯梨俱梅讐波」を引用する。

（13）暗に野人と作す天の与へし性

狂官は古より世の呼びし名

惟十四に酬ゆ 野相公

故老伝へて云はく、「野相公、人となり不羈にして直を好む。

その賢を妬みて、呼びて野狂と為す。これすなはち筆の字の音は狂の字の音なりと云々。よりてこの句を作る」と。（四の24）

右の朗詠句の意味は「人々は私のことをひそかに野人としているようだか、それは天が与えた性質である。狂官とは昔から世間で呼んでいた名である。世間でいわれていた「野狂」の呼称の

「野」と「狂」とをそれぞれ前句と後句に置き、前句の「野」には、篁を、「性」に姓を懸ける。」（脚注一〇）とある。右の傍線部は、篁は吳音でワウ、狂もワウ（名義抄「狂和ワウ（佛下末137）」）である。

（14）蝸牛の角の上に何の事をか争ふ

石火の先の中にこの身を寄せたり

この詩、往古より読みの説有りと云々。（四の56）

右の「読みの説有り」というのは、大系本の脚注に「たとえば朗詠集貞和本に「争ニ何事」」について「何事を争フ」「何事を争フヤ」「争ふコト何ノ事ソヤ」（片仮名が原注）という三通りの読み方が付され、菅家本に「寄ニ此身」」について「此の身をヨセタリ」「此の身を寄ス」の二つの読みが示されている。この

（15）憐ぶべし九月初三の夜

露は真珠に似たり月は弓に似たり

暮江吟 白

古人伝へて云はく、「「憐」の字の訓は樂なり。禁諱を避く

る時は、件の訓を用ゐるべし」と（四の57）

右の「憐」の訓は、名義抄に「憐アハレフ ウツクシク（法中93）」

とあり、又、「樂タノシヒ（佛下本105）」とある。

「憐」に「ウツクシフ」の訓が存する。「禁諱」は、脚注に

「「アハレフ」の訓からは、哭・愴・悲・棲・哀などの語が連想されるので、忌み避けるべきものと考えられたのであろう。」

(131頁) とある。

(16) 聖皇自ら長生殿に在しませば
蓬萊王母が家におもむかず

声に用いたのは一四不同の規則（一句中の第二字と第四字とは平仄が同じではいけない）を守るため。第四の「汝」は仄声であるから、第二字の「三」は平声として用いなければならない。」

(134頁) とある。

(18) 汝を踏み練を披て清秋に立つ

月は上る長安の百尺の樓

楊衡 上春詞
蓬萊王母が家は二所か。（四の61）

右の「蓬萊」は渤海にあり仙人が住むという想像の島。「王母」は西王母。崑崙山に住むという仙女。不死の薬をもつ。右の傍線部について、大系本の脚注は「蓬萊と西王母の住む所とが二所ということをことさらに問題にしているのは、「蓬萊の王母の家」という読み方があつたからであろう。朗詠注で「萊」の下に「一」を付し、「一説無」之点」と注記するのは、そのことを示すものだろう。」(133頁)とする。この「一」は区切りの印である。

(17) 再三汝を憐れぶこと他の意にあらず
天宝の遺民見るに漸く稀なり

白 康叟に贈る

再度三度の三は去声に用ゐるべし。
しかるに平声に用ゐたり。（四の62）

右の傍線部について、脚注は「「三」は平声に用いる場合と去声に用いる時とがあるが、再三、しばしばの意味で用いる時には去声。」(133頁)であるが、それにもかかわらず、「「三」を平

この詩、朝綱卒去の後、数年を送る。相公の一三条京極の梅園の旧亭において、八月十五夜、時の好士□輩有り。月を観びてかの梅園の旧亭に到る。老たる比丘尼一人有り。出で來たりて問ひて云はく、「誰人の遊ばしめ給ふや。故宰相殿の人は、ただ尼一人を遣すのみなり。かの家の奴はその員死亡し、尼また明日を知らず」と云々。好事の人々いよいよもつて歎歎し、あるいは泣く。しかる間、尼公、「そもそも「月は上る長安の百尺の樓」の詩、往日の相公の詠に似ず、「月に」とこそ詠ぜられしか。今夜なり。月によりて百尺の樓に上るなり。月はなにしに樓に登るべきぞ」と云ふに、人々皆信伏して尼に問ふ。答へて云はく、「故宰相殿の物張なり」と。よりて人々おののおの纏頭を給ひて、終夜語り了んぬ。相公の風詠珍重なりと云々。（四の63）

右の朗詠句の「月上長安百尺樓」の「月上」の訓讀方法について、かつて朝綱に仕えた比丘尼が「月に上る」と、朝綱は詠誦された、と述べる。上の主体を人と解釈する立場である。「月は上

る」と訓読すると、当然「月」が主体となる。

⑯夜を逐つて光多し吳苑の月

朝ごとに声少なし漢林の風

秋葉日に随つて落つる詩 後中書王

「漢林」の事。人々伊鬱して曰はく、「もし漢の上林苑か。離合意に任すなり」と云々。宮、「詞林」をもつて証せらる。人々歎伏す。以言云はく、「この句佳句なりといへども、中書王の御詩においては「八葉の風声は相業そげいを承け、一枝の月の桂は孫謀そんぼうを作す」の句にしかず」と云々。

(四の64)

右は、「漢林」という語について、「漢の上林苑」のことか、勝手な造語であると、問題にしたとき、宮が「詞林」を例証とされたので、人々が感嘆し納得したというものである。「詞林」は詩文を集めたもの、詩人・文士の仲間、辞書などの意味があるが、「漢林」が「漢の上林苑」をつづめた語とする、「詞林」とは語構成が異なり、例証とはならない(脚注)。

⑰東行西行雲眇々 二月三月日遅々

漢家後集 樂天の北窓三友の詩を読む
この詩は後代に及び、菅家の人の室家、北野に参らしめて詠ぜしむる間、天神教へしめて曰く、「とさまにゆきかうさまにゆきくもはるばる。きさらぎやよひうらうら」と詠づべしと云々。(四の66)

右は、菅公の「東行西行雲眇々 二月三月日遅々」の訓読方

法について、天神が教えたといものである。「東西」は日本国語大辞典によると、「書記—雄略三年四月（前田本訓）」に「天皇皇女の不在（なき）ことを疑ひたまひて恒に、闇夜に東西（トサマカウサマ）に求め使たまふ」とあり、「眇々」は、名義抄に「眇ハルカナリ（佛中71）」、色葉字類抄に「眇々ハウタタカナリ（上41ウ8）」とあり、「遅々」は名義抄に「—（遅）タウラク（佛上57）」とある。

⑲誰か知らむ秋昔の情盛りならしむるを

三五の晴天夜を徹して遊ぶ

月影秋の池に泛かぶ 江相公 亭

古人相伝ふ、「昔、凶あしき人有り。相公に告げて曰はく、江納言常に曰はく、「相公は詩に巧みなるも、才においては浅きなり」と。相公聞きて、亭子院の詩の席に、江納言は必ず講師為らむ。相公この句を作り、誤りて読ましめんと欲ふ。しかるに作者の心のごとくに講ず。相公大いに感ず。「昔」はなほ夜のごとく、「為」はなほ教のごときなり」と。

(四の68)

右は、「唯知秋昔為情盛」の「昔」「為」の訓読方法について述べている。大江朝綱としては、「昔」は「ヨル（夜）」、「為」は「シム（使）」と訓読したいわけである。名義抄に「昔 ヨルシイニシヘ（佛中89）」とある。又、「為」は大漢和辞典によると、『古書虚字集解』二に「為、猶レ使也」とある。

(22) 雨を含める嶺松は天更に霽れ
秋を焼く林葉は火還つて寒し

延喜御屏風の詩。幽居の秋晚 江相公

この詩などを奏す。宣旨に、「「還」「寒」等の音、同音なるはいかん」と。(四の69)

右は、「焼レ秋林葉火還寒」の「還」と「寒」とが同音であることを問題にしている。脚注によると、朗詠注には「火還還三字、有レ煩ニ音読」由、時人称レ之。相公以ニ文集商声清脆セイセイ被レ為例云々」(139頁)とある由である。

(23) また命せられて云はく、「菅家云はく、『温庭筠の詩の体は

優善なり』」と。(五の17)

菅原道真が、晚唐詩人温庭筠は詩体が優美にして善い、と述べたことが記されている。

(24) 後中書王の「酒をもつて家と為す」の御作に云はく、「杜康昔構容人息」。下の三字の読みいかん」と。師答へられて曰はく、「人の息を入れると読むべし」と云々。いまだ詳かには覚えず。何の書に出づるか」と云々。(五の18)

右の傍線部の「容人息」のよみ方が問題になつてゐる。脚注によると、「底本「人ノ息キ入ト」。新撰朗詠集の群書類聚本は「人の息を容れ」と読む。ただし古写本では、梅沢本・大谷大学本は「人ノヤスマコトヲイレ」、陽明文庫本は「人ヲイレテヤスマ」、穂久邇文庫本は「人ノヤスマムコトヲユルシ」、フォツグ美術館本は「人ノヤスマムコトヲライレタリ」と読む。」(181頁)とあ

(25) 「遊子に二説有り。一は黄帝の子なり。皇帝の子四十人有り。その最も末の子、旅行の遊びを好み、敢へてもつて宮中に留まらず、旅遊の路において死去すと云々。その死せむとする時、誓ひて云はく、「我常に旅行の遊びを好めり。もし我がごとく旅行を好む者あらば、必ず守護神と成りて、その身を擁護せむ」と誓ひて、道祖神と成りて旅行の人を護らしむ。この事、集注文選の「祖席」の所に見ゆるなり。餞送の起りはこの縁なり」と。予また問ひて云はく、「この事尤も興あり。祖餞の両字の訓読はいかん」。命せられて云はく、

「両字ともに「むく」なり。旅行の人に酒を酌ましめて饗せしむるに、その上分をもつて、道祖神にむけて旅行を祈り付けしむるなり。よりて祖席と号く」と云々。予また問ひて云はく、「その今一の説はいかん」と。命せられて云はく、「件の一人の遊子は、ただ遊子とてさるものあるか。それも見る事侍るなり。詳かならず」と。(六の61)

右は、「遊子」の意味が話題になつてゐるが、これに二説があり、一つは皇帝の末子で旅行を好み、死んで道祖神となつたといふ説であり、もう一つは、ただ遊子といつてそういうものがあるという説である。この中で問題にしているのは、「祖餞」の二字の訓読法である。匡房は、これに對して「二字ともに「むく」と読む」と答えてゐる。名義抄には、「祖」「餞」に「ムク」の訓

は見られないが、色葉字類抄に「駿^{ムク祭也}」（中四五〇）とある。「ムク」は「タムク（手向）」などと熟語としても用いられるが、「神に供え物をささげる」ことである。「祖席」ははなむけの宴席。脚注に「文選二十の類題「祖餞」の李善注に「崔寔四民令曰、祖、道神也。皇帝之子、好^ニ遠遊、死^ニ道路。故祀以為「道神」、以求「道路之福」」（247頁）とある。

おわりに

以上、『江談抄』の中から、言語に関する説話を取り出し、それを、話し、聞く、書き、読むの四つの言語活動に分類して、それぞれに該当する例を検討してみた。分類は必ずしも厳密なものではなく、中には所属に迷うものも存するが、一応、分類した結果によると、「話す言語生活」に属するものが二条、「聞く言語生活」に属するものが一条、「書く言語生活」に属するものが四条、および「読む言語生活」に属するものが十八条である。圧倒的に「読む言語生活」に関するものが多い。しかも、このうちの十条（用例番号13 14 15 16 17 18 19 20 21 22）は、朗詠集の注釈に関するものである。これを、参考のために、鎌倉時代に成立した『十訓抄』の場合と比較してみると、『十訓抄』では、「話す言語生活」に属するものが十二条、「聞く言語生活」に属するものが六条、「書く言語生活」に属するものが一条、および「読む言

語生活」に属するものが三条である。『江談抄』では、「書き、読む言語生活」、特に「読む言語生活」の記事に偏重しているかがわかる。『十訓抄』が少年のための教訓書的性格を持つのに對して、『江談抄』は「基本的には公卿の有職故実の伝承である口伝教説の系譜のもとにあらが、話者、筆録者が学問の世界の大家と俊秀ということから」（大系本二頁解釈）、内容上、詩の語句の解釈や難語句の読みなどの記事が多くなつたものと考えられる。

『江談抄』にみられる言語生活

Language Activity in "*Gôdanshô*"

Mutsuo UTSUNOMIYA